

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年 (ワ) 第 32358 号
損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名
被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2019年12月25日

準 備 書 面 15
(プライバシー権に関する主張の補充)

東京地方裁判所 民事13部合B係 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫



同 山 本 志 都



同 指 宿 昭 一



同 中 井 雅 人



原告らは、本準備書面で、本件各記事が原告らのプライバシー権を侵害することについて、主張を補充する。

目次

第1 被告らの主張の誤り	3
第2 プライバシー権と自己に関する情報	4
1 自己に関する情報をコントロールする権利としてのプライバシー権	4
2 プライバシー概念に係る裁判例の展開	6
(1) 前科照会事件	6
(2) ジャニーズ・ゴールド・マップ事件	8
(3) 江沢民講演会名簿提出事件	9
(4) ベネッセ情報漏洩事件	10
3 特に高度な配慮が必要な個人に関する情報の取扱いについて	11
(1) 配慮が必要な機微情報	11
(2) 特別に他人の個人情報を開示・提供できる場合の要件	12
4 すでに一定の範囲に公開されている情報とプライバシー権の侵害に関する裁判例	13
(1) ネットの電話帳事件	13
(2) 判決公開事件	16
(3) 商業登記簿で公開されている住所に関する裁判例	17
5 被告らの行為は原告らのプライバシー権を侵害している	18
(1) 「解放同盟関係人物一覧」について	18
(2) 「全国部落調査」について	20
第3 「アウティング」によって原告らに生じた損害	21
1 アウティングが不安と恐怖を生む構造	21
2 アウティングによって生じる多大な損害	21
(1) 一橋大学法科大学院事件	21

(2) 性同一性障害暴露事件.....	22
(3) 部落問題について	23
3 アウティングに対する規制の例.....	23
(1) 国立市アウティング禁止条例	23
(2) 川崎市の職員対応マニュアル	24
4 個人情報が公表されたという結果から見ることの決定的な誤謬	25
(1) 差別との闘いと「カミングアウト」	25
(2) 「カミングアウト」と「アウティング」	26
第4 総括	27

第1 被告らの主張の誤り

被告らは、これまで原告解放同盟が特定の地域で活動をしたり、個人原告が顔貌などを隠すことなく被差別部落問題に関して集会を開催・参加したり、あるいは原告らの一部が原告部落解放同盟の役職を務めてきたりしたことをとりあげて、原告らが自ら部落民であることを明らかにしているのだから『解放同盟関係人物一覧』についてプライバシー権の侵害などは認められないという主張を繰り返している。

被差別部落問題に関する集会を開催・参加したりすること、あるいは原告部落解放同盟の同盟員になったり、役職を務めたりすることと、部落民であることは同じことではないが、その点をひとまず撇くとしても、被告らの主張は、自らの意思により部落出身者であることを明らかにすることと、第三者がある人について被差別部落出身者であるとの情報を勝手に流布したり、特定の地名を被差別部落であると喧伝したりすることとを同視する主張といえる。

しかし、それは、本人の了解を得ずに本人の機微情報にわたるプライバシーを暴露する

「アウティング」と、それを本人自身が自らの望む方法で望むタイミングで望む人に対して開示する「カミングアウト」との違いを無視し、プライバシー権の何たるかを理解しない謬論である。

そこで、以下、プライバシー権とはなにか、すでに一定範囲に情報が公開されている場合どのように解すべきか、「アウティング」によって生じる損害はどのようなものかについて、順次検討する。

第2 プライバシー権と自己に関する情報

1 自己に関する情報をコントロールする権利としてのプライバシー権

作家三島由紀夫が元外務大臣とその元妻をモデルにして、政治と恋愛をテーマにした小説を雑誌に連載し、後に単行本として出版したことに対して、元外務大臣が謝罪広告と損害賠償を求めた「宴のあと」事件東京地裁判決（1964年9月28日 判時385・12頁）は、プライバシー権を最初に認めた裁判例とされる。

同判決は、私事とみなされるような事実が公開されることによって被る不快は法的な権利として保護されるべきであるとして、以下のとおり判示する。

「近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法のよつて立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによつてはじめて確実なものとなるのであつて、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならないことは言うまでもないところである。このことの片鱗はすでに成文法上にも明示されているところであつて、たとえば他人の住居を正当な理由がないのにひそかにのぞき見る行為は犯罪とせられており（軽犯罪法1条1項23号）その目的とするところが私生活の場所的根拠である住居の保護を通じてプライバシーの保障を図ることはあることは明らかであ

り、また民法235条1項が相隣地の観望について一定の規制を設けたところも帰するところ他人の私生活をみだりにのぞき見ることを禁ずる趣旨にあることは言うまでもないし、このほか刑法13条の信書開披罪なども同じくプライバシーの保護に資する規定であると解せられるのである。

ここに挙げたような成文法規の存在と前述したように私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至つていることとを合わせ考えるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当であり、それはいわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではないと解するのが相当である。」

同判決は、プライバシーが、自分について自分のコントロールできないところで、他人に臆測を生む可能性があり、それを自ら意識することによって私人が受ける精神的な不安、負担や苦痛は大きく、個人の尊厳を損ない幸福の追求を困難にするものであるということから権利として認められるべきであるという点（プライバシー権の淵源）について意識して言及している点で、非常に画期的なものといえるが、当時のアメリカの判例・学説の影響を受けて、「一人でほっておいてもらえる権利」が人格的自立にとって必要であり、メディアに対して個人の領域を守る権利として私生活を秘匿する権利として「プライバシー権」を構築したものと説明されてきた（その後、デモ行進の際の写真撮影に関して、憲法13条を根拠に最高裁が実質的に肖像権を初めて認めた1969年12月24日大法廷判決（刑集23・12・1625頁）などがプライバシー権に関する判例として続く）。

しかし、情報化社会の到来により、個人情報を大量に集積する機能を有する組織が本人の同意なく、あるいは同意した際の意図を超えて、個人に関する情報を収集し、ある

いは分析・加工し、あるいは転用・流通するようになっていくにつれ、公共空間で他人からの干渉を阻止するためだけでなく、個人情報の漏洩や権限のない収集に対抗するための「自己情報コントロール権」としてのプライバシーが意識されるようになっていった。

日本においては、佐藤幸治教授が1970年ころからアメリカの議論を紹介しており、プライバシー権を、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる範囲を選択できる権利」とする同人の見解は（『憲法（第3版）』1995年・453頁）、憲法学説上の通説といってよい。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法（いずれも2003年5月成立）は、本人開示請求権、訂正請求権、削除請求権や目的外利用の禁止等の制度設計を行うことで、プライバシー権の核心を「自己情報コントロール権」としてとらえることを前提とするものと解されている。そして、これらの法制度の整備の中で、自己情報のコントロールの態様から権利を性格づけるとすれば、①自己情報を収集されない権利、②自己情報が収集目的をこえて利用、すなわち外部に提供されたり、本人以外に開示されたりしない権利、③他者がいかなる自己情報を保有し、どのように利用しているかについて、本人が確認・閲覧できる権利、④自己情報の訂正請求権、消去請求権、利用停止請求権のように整理された。

2 プライバシー概念に係る裁判例の展開

裁判所も以下のとおり、プライバシー権概念の変容を前提とする判断を重ねてきている。

（1）前科照会事件

最高裁1981年4月14日（民集35・3・620頁）は、自動車教習所の技能

指導員であった原告が、地位確認に関する事件に関連して、会社側弁護士が弁護士会を通じて前科及び犯歴について照会したところ原告の居住地の区役所が回答したことについて、区に損害賠償を求めたという事件である。同判決は、大阪高裁1976年12月21日判決(判時839・55頁)の、犯罪人名簿は、「一般的な身元証明や照会等に応じ回答するため使用すべきものではない」として請求を認容した判断を維持した。

最高裁は、「前科及び犯罪経歴・・は人の名誉、信用に直接に関わる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」と述べ、「市町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである」として、本件のような照会について「漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる」とした。なお、伊藤正己裁判官の補足意見は「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許され」ない、公開が許されるには、「その公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときなどのようにプライバシーに優越する利益が存在するのでなければならず、その場合でも必要最小限の範囲に限って公開しうるにとどまる」というものであった。

本件では、弁護士会に対して個人の情報が開示・提供されたことが問題になっており、ここで「公開」というのは情報の開示ないしは提供を意味している。行政機関に前科情報が保管されている理由についても触れられていることから、同判決では、プライバシー権の、自己情報が利用目的を超えて利用しないようにコントロールするという側面に注目しているといえる。

(2) ジャニーズ・ゴールド・マップ事件

ジャニーズ事務所に所属するタレント（SMA P、TOKIO、V6などの超人気グループに所属するメンバー）について、その自宅等の住所、電話番号を掲載した「ジャニーズ・ゴールド・マップ」を発行する予定をしていた被告らに対し、タレント個人及びジャニーズ事務所が、プライバシー権に基づく妨害予防請求権として、その出版の差止めを求めた事案について、東京地裁は1997年6月23日（判時1618・97頁）、出版物の差止めを認めた。

同判決は、個人は、自宅や実家の所在地、電話番号を公表されない、すなわち「私生活の平穏を享受するという人格的な利益」を有し、そのような利益は私法上保護されるものとした。そして、職業上自分の日常生活がある程度公表されることを了承しているとみられる芸能人であっても、実家や自宅についての情報が公開されることは、私生活のみならず芸能活動そのものにも障害が生じるおそれがあることから、この人格的利益を喪失するいわれはないとした。同判決の「人格的利益の有無」に関する判示は以下のとおりである。

「被告らは、個人の自宅や実家の所在地、電話番号は、他人に知られたくない自由はなく、法的保護の対象とならないと主張するが、右2で認定したような私生活上の不利益を受けることを避ける権利が認められなければ、私生活の平穏が著しく害されることは明らかで、人は、このような不利益が発生するような態様で自宅や実家の所在地、電話番号を公表されない人格的利益を有し、そのような利益は、私法上保護されるものというべきである。

仮に、公益のために、適切な態様によって、個人の自宅の所在地や電話番号を公表することが許されることがあるとしても、そのことが、営利を目的とし、それらの情報を公表された本人に著しい私生活上の不利益が発生するのを助長するような態様での公表を正当化するものではない。」

『別冊ジュリスト186号 憲法判例百選I第5版』（2007年2月）では、上

記判決は「さらに今日の情報化社会の状況の中では、個人的事柄を自ら決定しうるという『人格的自立権』（自己決定権）や『自己についての情報をコントロールする権利』とされるまでに広げられてきている」と紹介されている（137頁）。

（3）江沢民講演会名簿提出事件

2003年9月12日最高裁判決（民集57・8・973頁）は、警備の目的のために早稲田大学が警察に江沢民中華人民共和国国家主席（当時）の講演会（1998年11月実施）に参加する者の名簿（学籍番号、氏名、住所及び電話番号を記載したもの）を、学生の同意なく、警視庁に提出したことが争われたものである。

東京地裁、東京高裁とも原告が敗訴したが、プライバシー侵害による損害賠償請求について上告受理され、破棄差戻しとなった（東京高判2004年3月23日 損害賠償一部認容）。

「本件個人情報は、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」とした上で、「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集した早稲田大学は、上告人の意思に基づかずみだりにこれを他者に開示することは許されない」という

べきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めるることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続を執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」とした。

このような判断は、高度情報化社会においては、情報の検索・連結・解析などが技術的に容易になり、それ自体は単純な個人情報であっても重要な意味を有することになるという現実におきている社会の変化に応じて、プライバシー権を「自己に関する情報を、いつ、どのように、いかなる範囲で他者に開示するのかを自ら決定するというコントロール権」ととらえていることを示すものといえる。

(4) ベネッセ情報漏洩事件

通信教育などを行う会社であるベネッセコーポレーションが管理していた顧客の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号などの個人情報が、グループ会社に派遣されていた職員によりデータベースより大量に持ち出され、複数の名簿業者に売却されたことで漏洩した事件（2014年7月に発覚）において、最高裁は2017年10月23日、上記江沢民事件を引用して、漏洩した情報を「プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるべきである」とし、プライバシーの侵害を認め、原審（2016年6月29日大阪高裁判決）について、「上記のプライバシーの侵害による上告人の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないというこのみから直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたものである」として審理不尽

で原審差戻しとした。

2019年11月20日、差戻後の大阪高裁は、流出情報の全てを回収したり抹消したりすることは不可能だと指摘して、「流出は男性に精神的苦痛を生じさせ、流出先が不明なことは不安感を増幅させる」として、プライバシー権の侵害と損害の発生を認め、請求認容判決を下している。

同判決においても、江沢民請演会名簿提出事件と同様、必ずしも機微情報といえないような事項に関しても、漏洩で生じうる日常生活上の不安・不快をみだりに抱かずにはすことへの期待利益（自己が欲しない他者から電話やダイレクトメールで邪魔されないという利益も含む）が認められたものとみることができる。

3 特に高度な配慮が必要な個人に関する情報の取扱いについて

（1）配慮が必要な機微情報

プライバシーの中には、特に秘匿や流通範囲について慎重に扱われるべき、思想・信条、精神・身体に対する基本情報、重大な社会的差別の原因となる情報（プライバシー固有情報）や個人の生き方や生存の基本的内容に関する情報（センシティブ情報）がある（機微情報）。

2003年5月に公布施行された個人情報保護法では、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報を「要配慮個人情報」とした。わざと、2015年改正個人情報保護法では、「要配慮個人情報」を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と明確に定義づけ（2条3項）、個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないとした（同法17条2項）。この

ことにより、要配慮個人情報に関してはオプトアウト方式の第三者提供（あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしないかぎり、同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めるという方法）は禁止された）。

同法2条3項に列挙されているのは、人種（人種、世系または民族的もしくは種族的出身を広く意味し、「アイヌ人」、「在日韓国・韓国人」のような情報が該当する）、信条（個人の基本的なものの見方、考え方）、社会的身分（ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから簡単に脱し得ないような地位が該当する）、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実である（この点に関しては、改正個人情報保護法が審議された第189国会で2015年5月20日に開かれた内閣委員会の審議で、佐々木隆博委員が要配慮個人情報の具体的な内容について質問したのに対し、政府参考人として出席した向井治紀内閣官房内閣審議官は、「社会的身分」につき「例えば、いわゆる被差別部落出身であることや嫡出でない子であることなどがこれに当たり、単なる職業的地位は含まないと解されてございます」と回答している）。

このような法の取扱いは、プライバシーに関わる情報について、特にその流通範囲も含めて、本人の慎重な同意が求められる類型の情報があることを裏付けている。アウティングとカミングアウトが問題となるような情報は、まさに、このような慎重な検討が必要な情報そのものである。

（2）特別に他人の個人情報を開示・提供できる場合の要件

プライバシー権が自己情報に関するコントロール権である以上、他者が特定の個人に関する情報の開示・提供を行うことが許容されるためには、開示・提供することを本人が希望あるいは同意していることが必要不可欠である。そしてその希望ないし同意が真意に基づいたものとなるには、公表の目的や範囲が明確になっていることが前

提であり、それらの要件を満たさない個人情報の開示・提供は全てプライバシー権の侵害となる。

すなわち、いわゆるアウェイティング行為は、（すでにその情報が何らかの形で公開されているか否かを問わず）情報を開示・提供された者に対する権利侵害性を有するものとなる。そして、それらが前項にあげたような機微情報に関わるものである場合、その権利侵害性はきわめて大きいものとなる。

原告らは個人情報について被告らが開示することについて何ら同意をしていないから、リストアップして意味づけするような情報を提供することは、典型的なプライバシー権の侵害となる。

4 すでに一定の範囲に公開されている情報とプライバシー権の侵害に関する裁判例

原告らは、原告らが同意をしないまま、原告らが勝手に公開され、利用されていること自体がプライバシー権の侵害にあたると主張しているが、被告らは、すでに一定程度に自己情報が公開されている場合には、権利侵害は認められないととれるような主張を繰り返しているため、その点について若干敷衍する。

(1) ネットの電話帳事件

被告宮部は、2012年6月、「住所でポン！」という名称で、NTTの『ハローページ』に掲載された固定電話の電話番号、名前、住所をインターネット上に掲載した。行政区画別に整理され、検索の結果表示される住所はグーグルマップと連携しているため、検索結果住所の文字情報が表示されるだけでなく、検索結果住所を示したグーグルマップが表示されるのである。2015年5月、「ネットの電話帳」と名称変更されたが、現在、無料版として2000年、2007年、2012年版が無料で閲覧でき、有料版では、現在、1993年、1997年、1999～2018年までの電話帳を検索できるとされている。

2015年8月14日、京都市在住の男性が被告宮部に対して、自分がNTTの電話帳から抹消した住所・氏名・電話番号を「ネットの電話帳」に無断で公開されることを理由にして損害賠償等請求訴訟を提起した（甲17）。2017年4月25日、京都地方裁判所は、個人情報の削除と5万円の損害賠償を命じた。双方控訴したが、大阪高裁は2017年11月16日に原審維持の判決を下した（甲94）。

京都地裁判決（平成27年（ワ）第2640号 LLI/DB判例秘書掲載）は、「プライバシーとして法的に保護されるべき情報とは、個人の私生活上の事実又は情報で、周知のものではなく、一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の平穏を害するような情報であることが必要である。／これを本件について見ると、原告の住所（これに付随する郵便番号も含む。）及び電話番号は、原告の生活の本拠を客観的かつ明確に示すものであり、かつ、郵便ないし電話等の手段により情報を伝達するために必要な情報であって、個人の私生活上の事実ないし情報であるといえ、かつ、周知の情報ではない。そして、他人に知られることで生活の本拠における平穏が侵害されるおそれがあるから、一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の平穏を害するような情報であるといえる。そして、氏名は、個人を他人から識別し、特定する機能を有するものであり、当該個人の他の情報と結びつくことによってその情報と個人の関連性を示す機能を果たす。／以上からすれば、原告の住所、電話番号及び郵便番号は、原告の氏名と結びついて、原告のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」とし、「原告の氏名と結びつけられた住所及び電話番号は、原告の思想、信条等の内面に関わらない外形的かつ単純な情報であるが、原告の私生活の平穏に直接関わる情報であり、これを知られることで原告が私生活の平穏を侵害される危険性があることは否定できず、要保護性がある。また、原告は公職等に就いていない私人であるから、これらの情報は公益に関する情報ではない。また、インターネットに掲載された情報の複製（コピー）は極めて容易であるため、いったんインターネットで情報が公開されると、それを閲覧した者なら誰でもその情報

の複製を作成してインターネットに掲載することができ、短時間のうちに際限なく複製の掲載を行うことも可能であって、そのように多数の複製の掲載が行われた場合、これらを全て中止させることは事実上不可能であるから、いったんインターネットに公開された原告の氏名、住所及び電話番号は、いつまでもインターネットで閲覧可能な状態に置かれることになる。また、インターネットへ掲載されると、検索サービスを利用することで、氏名から住所及び電話番号を、住所から氏名及び電話番号を容易に知られることとなる。このような開示の相手方及び開示の方法は、紙媒体を用い、配布先が基本的に掲載地域に限定されている電話帳（ハローページ）への氏名、住所及び電話番号への掲載とは、著しく異なるものである。したがって、原告がハローページの掲載を承諾したことをもって、インターネットへの掲載を承諾したとはいえないし、原告が氏名、住所及び電話番号をAで公開されない法的利益は大きいということができる。これに対し、原告の氏名、住所及び電話番号は、公共の利害に関しない個人の情報であり、掲載しなければならない特段の必要性は認められないから、本件情報を公開する法的利益が大きいとはいえない」として掲載行為は違法であると判断した。

また、大阪高裁の判決は、江沢民事件をひきながら、個人識別情報であっても氏名、住所、電話番号の3つの情報がインターネット上に掲載されることになれば、「自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくない情報」であり、プライバシー情報であるとした上で、「相手方や開示の方法についても自ら選択できるものとするのが相当」であり、「特定の相手方や開示方法を指定した情報開示の同意が、他の者や他の開示方法に対する同意や承諾と同視できるとは考えられない」として、被告宮部の行為は違法であると断じた。

（なお、原告ら第5準備書面でも述べたが、ネットの電話帳を使用すれば、個人の氏名を入力すると、その者の住所の文字情報及びその住所を示したグーグルマップが表示されるため、これと『全国部落調査』を対照すれば当該人物の住所地に関する照

合（身元調査）ができてしまうのである。）

（2）判決公開事件

原告らは被告に対し、被告が、被告と原告らに係る訴訟の判決文をインターネット上のブログに掲載するに際し原告らの住所を公開した行為が原告らの人格的利益を侵害し、それにより原告らが精神的苦痛を被ったとして、不法行為に基づき損害賠償等を求めた。

2011年8月29日、東京地裁は「個人の自宅等の住居の所在地に関する情報をみだりに公表されない利益は、いずれも、原告らにとって、私的な情報であるといえ、かつ、一般的に広く知れ渡っている情報ともいえないから、原告らが、自宅住所情報について、原告らが欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは決して不合理なことではなく、かかる期待は保護されるべきものであり、プライバシーの利益として法的に保護されるべき利益というべきである」とした。

そして、被告が原告らの住所が登記簿や電話帳に記載されている点を指摘している点について、「登記簿や電話帳への自宅住所の記載は、いずれも一定の目的の下に限定された媒体ないし方法で公開されるもので、同目的に照らし限定的に利用され、同目的と関係ない目的のために利用される危険は少ないものと考えられ、公開する者もそのように期待して公開に係る自宅住所情報の伝搬を上記範囲に制限しているというべきであるから、上記各事実を理由として、原告が自宅住所情報につきプライバシーの利益として保護されることまで放棄していると評価することはできない」としてプライバシーの利益の侵害を認めた。

本件では、被告から「組合員約8万人を擁する労働組合である□□組合の組合長及び副組合長なのであって、同組合の社会的影響力の大きさからすれば、原告らについてはプライバシーの利益の保護の程度も一定程度後退せざるを得ない」とされた点も争点とされたが、同判決は、「被告は、原告らの地位の公的性格を理由として原告ら

のプライバシーの利益の保護の程度も一定程度後退せざるを得ないと主張するが、自宅住所は被告が公的性格を有すると主張する原告らの地位と関係する情報ではなく、被告の主張に理由はない」とし、それ以外の事情についても、①「被告は、□□組合と無関係の第三者のうち本件掲載を目にした人数はほとんどゼロに等しいとして本件掲載行為に違法性が存しない旨主張するが、だれにでも容易にアクセスできるインターネット上に本件掲載をなしたこと自体が原告らのプライバシーの利益を侵害したというべきであるから、かかる主張に理由はない」、②「被告が原告らに何らかの不利益を与えることを目的としての原告ら住所を意図的に掲載したわけではないという事情（弁論の全趣旨により認められる）も、被告の責任の範囲を決するにあたって考慮される事情であることは格別、本件掲載行為の違法性を否定するに足りるものではない」、③「判決が公開の法廷で行うこととされていることは、判決文の一部をなす当事者の自宅住所を誰でも容易にアクセスすることができるインターネット上で公開することを正当化する理由にはならない」との判断を示している（平成22年（ワ）第47931号 LLI/DB判例秘書掲載）。

（3）商業登記簿で公開されている住所に関する裁判例

商業登記簿上公開されている代表取締役の住所について、プライバシー権侵害が認められた裁判例も存在する（東京地判2007年6月4日）。同判決は、原告の権利の侵害に係る発信者情報の開示請求（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項）が、「投稿は原告の名誉を毀損しプライバシーを侵害するものであって、原告の権利が侵害された」として認容されたものである。

原告は、被告に対し、2006年6月14日、発信者A及びBにつき氏名及び住所の情報開示を求めたところ、被告は「違法性阻却事由も不存在でプライバシー侵害や名誉毀損が成立することが明白であるという判断をすることは、インターネットプロ

「バイダ業者としては困難」との理由で、開示を拒否した。開示請求について、東京地裁は「本件各投稿は、原告の意思に反して、インターネット上で、『殺人予告者』等の表現とともに、原告の住所、氏名、電話番号、妻の氏名のそれぞれ一部を掲載するもので、原告のプライバシーを侵害するものと認められる。この点、被告は、原告が株式会社の代表取締役であって、住所は登記事項であること、本件各投稿はパソコンを使用して個人情報を集められる程度の氏名、住所、電話番号といった情報を公開するにとどまっていることを指摘し、プライバシーの侵害はないと主張する。しかしながら、プライバシー権とは、私生活をみだりに公開されない権利であるところ、私的情報につき登記簿その他で探知しうる手段が存在するからといって、これをもってそのような私的情報が一般人に広く知られているとはいえないし、かかる手段で入手した私的情報を上記のような内容とともに掲載することは、一般人の感受性を基準にした場合、公開を受容すべき範疇に属するものではない。他にこれを覆す証拠は存しない。したがって、被告の上記主張は採用できない」と判示した（平成18年（ワ）第18067号 LLI/DB 判例秘書掲載）。

5 被告らの行為は原告らのプライバシー権を侵害している

（1）「解放同盟関係人物一覧」について

述べるまでもないことであるが、個人原告らは自らの氏名、自宅や勤務先の所在地、職業、肩書、生年月日、経歴及び家族関係などの個人情報について、被告方にその利用を委ねたことはない。

そして、個人の自宅や実家の所在地、電話番号は、私生活上の事実であり、一般仁の感覚として個人の承諾なく公開されれば心理的な不安や負担を覚え、現実にも不特定の人物から電話や郵便物が来ることがありえ、私生活の平穏が害されるような事実である。

そして、人は、住所や電話番号を、自分の近親者や友人、仕事関係者等に必要があるって知らせる事はあるが、これは、不特定多数の者に知られることについての承諾を意味するものではない。

これらの情報がプライバシーとして尊重されるべきことは、この社会の中で広く認識されており、このことは、例えば、①NTT が、加入者の希望で、電話帳への電話番号及び住所の不掲載、番号案内サービスからの除外の取り扱いを行っていること、②新聞の事件報道において被疑者・被害者等の住所を掲載せず、また、投書欄においても、投書者の住所について市町村名程度しか特定しない扱いになっていること、③テレビ番組などでは、電柱等に付けられている住所表記プレートや、個人宅の表札が画面に映るときは、これらを判読できないように、いわゆるモザイク処理を施すことが最近の多くの扱いであること、④住民票は、本人、本人と同一世帯に属する者、国又は地方公共団体の職員が請求する場合以外には、弁護士、司法書士等がその資格及び職務上の請求である旨を示したとき又は市町村長が相当と認めた場合でなければ、みだりにその閲覧、写しの交付を受けることはできない（住民基本台帳法11条、12条、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令）こと、⑤前掲の裁判例などからみて、当然である。

また、個人原告が、自らの氏名を「解放同盟関係人物」としてリスト化して掲載することを被告方に許可したことではない。「解放同盟関係人物」とされることは、前掲したとおり、特に取扱いに配慮が必要なセンシティブ情報である「社会的身分」に直結するものであり（少なくともそう一般人には受け取られており）、特に厚く保護されるべき情報である。

原告解放同盟について、その構成や組織内外の人間関係に関する情報は、組織が組織として運営・存続していくために必要不可欠な個人情報であり、その取扱いについては、原告解放同盟自身が決定しコントロールすべきものである。

したがって、「解放同盟関係人物一覧」に原告らの情報が掲載されていることは、

原告らのプライバシー権を侵害する。

(2) 「全国部落調査」について

原告らがこれまでも主張してきたように、差別のためのツールである『全国部落調査』がインターネット上に掲載され、あるいは書籍として流通することは、原告らの現在・過去の本籍・居住地の地名とその記載をマッチングして、原告ら被差別部落出身者が他者から不当な差別を受ける蓋然性を高める。

本件の保全異議抗告審で、相模原支部決定が「同和地区出身者であることを摘示されることは、それによって、現に差別的取扱を受けていなくとも、いついかなる時に、知人のみならず見ず知らずの第三者からさえも、差別的取扱いを受けるかもしれないという懸念を増大させ、その平穏な生活を害するものとなる」と指摘しているのはまさにそのことである。

前掲の「宴のあと」事件東京地裁判決は、プライバシー権の本質・淵源について、「プライバシーの侵害は多くの場合、虚実がないまぜにされ、それが真実であるかのように受け取られることによつて発生することが予想されるが、ここで重要なことは公開されたところが客観的な事実に合致するかどうか、つまり真実か否かではなく、真実らしく思われることによつて当該私人が一般の好奇心の的になり、あるいは当該私人をめぐつてさまざまな揣摩臆測が生じるであろうことを自ら意識することによつて私人が受ける精神的な不安、負担ひいては苦痛にまで至るべきものが、法の容認し難い不当なものであるか否かという点にあるものと考えられる」と指摘している。誰にどのように思われているか分からぬ、誰かに差別されるかもしれないと感じる不安、負担ないし苦痛は「人が私生活において平穏に生きる」ことを不可能にする。自己に関する情報は自己においてコントロールすることが「人が私生活において平穏に生きる」ことを可能にするのであるから、『全国部落調査』が一般人に入手可能な状態で流通していることは、原告らのプライバシー権を侵害する。

第3 「アウティング」によって原告らに生じた損害

1 アウティングが不安と恐怖を生む構造

「アウティング」によって、個人情報がいったん不特定の人に対して公開あるいは特定の人に対して開示されてしまえば、その情報は、自分の知らないところで、誰に、いつどう伝わるか全く分からず、コントロール不能な状態に至ってしまう。

差別が現実社会に存在する中で、自分に関する「アウティング」が行われれば、当人は、差別の対象になるかもしれないという恐怖と、どのようにその情報を知った人に接していくべきかという強い不安を感じて、平穏に私生活を営むことが不可能になる。

だからこそ、差別につながるセンシティブな情報については、誰を対象に、どのような媒体を用いて、どのタイミングで、どのような伝え方をするかというすべてが自己決定権の対象にならなければいけない。

2 アウティングによって生じる多大な損害

(1) 一橋大学法科大学院事件

一橋大学法科大学院に通っていた男性（25歳）が、恋愛感情を告白した男性の同級生によって、ゲイであることをクラスの仲間にLINE上で暴露され、その後自死に至るという事件が2015年8月に発生した（男性が同級生にカミングアウト・告白したのは2015年4月、暴露は同年6月、同年7月には心療内科受診、大学のハラスメント窓口に相談）。男性の遺族は、大学と同級生に賠償を求めて提訴した。

2018年1月に男性の遺族と同級生との間で和解が成立し、2019年2月27日、東京地裁は、男性の転落死は予見できず、大学側の対応が安全配慮義務に違反す

るとはいえないとして、大学に対する請求を棄却する判決を下した。

原告代理人は、判決に際して、「アウティングをされた人というのは、自分が作ってきた人間関係の中で、突然、スケスケ光線鏡で裸にされるような感覚です。『気にしてない』と言われても、それまで見せてきた自分とは違う自分を暴露されていることですので、その不安感ですし、それが孤立感につながる」と述べ、アウティングが人間関係を切断し、人の尊厳を侵害し、時によっては生きる力を奪うものであるという危険性について指摘した。

文化人類学者で、2000年の東京レズビアン＆ゲイパレード（東京プライドパレード）の実行委員長を務めた砂川秀樹氏は、その著書『カミングアウト』（朝日新書・2018年4月）で、「同性愛を強く嫌悪する感情を同性愛嫌悪（ホモフォビア）といい、そういう感情を持つ人を形容するときにホモフォビックという形容詞を使う。…アウティングをするということは、そういうホモフォビックな人に対して伝えてしまう可能性があるということだ。カミングアウトするゲイやレズビアンは、そのことをめぐってあれこれ考え、信頼できると思った人だけに伝える。この人ならわかってくれるはず、と。カミングアウトを伴うことになる恋愛感情の告白なら一層そうだろう。一見軽く見られる告白でもそういう慎重さが伴っていることがほとんどだ。」（132頁）と述べ、カミングアウトを伴う恋愛感情の告白の難しさを指摘している。

(2) 性同一性障害暴露事件

性同一性障害で性別を変えたことを勤務先の病院で同意なく明かされ、同僚らの言動で精神的な苦痛を受けたとして、大阪市の女性（48）が2019年8月30日、病院を運営する医療法人に慰謝料など約1200万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。

原告は20代のころ男性として生きることに違和感を覚え、性別適合手術を受けた。2004年に性同一性障害特例法に基づいて戸籍の性別を女性に改め、2005年に

氏名も変更し女性として生きてきた。2013年10月、大阪府内の病院で看護助手として働き始めたが、働き始めて約2週間後、同意していないのに、同僚たちの前で「元男性」と明かされた。その後、原告は、同僚らから、女性更衣室を使うことを「気持ち悪い」などと言われる、体を見せるよう求められるなどされ、今年2月には飛び降り自殺を図るまでになった。

性的マイノリティーの問題に詳しい金沢大の谷口洋幸准教授は「性自認や性的指向は、他人がみだりに踏み込んではいけない領域。望まない公開をされて、聞かれたくない質問をされて嫌な思いをする人は少なくない」と指摘している。

(3) 部落問題について

これまで原告らが主張してきたように、「部落地名総鑑」事件やプライム事件で行われた身元調査は、当然本人の同意を得ずに行われており、そのマッチングの結果により「被差別部落出身者」であるとされた者は、その結果、結婚差別や就職差別を受け、人生の岐路で甚大な権利侵害を被っている。そのことは、原告らの陳述書の多くに、自分や親族、地元の知り合いにおこった結婚差別の事例があげられていることからもよく理解できるところである。

部落民は、長年にわたってアウティングの被害を受け続けてきた。

3 アウティングに対する規制の例

アウティングによって当事者が甚大な精神的損害を受けることから、これを規制する動きも始まっている。

(1) 国立市アウティング禁止条例

2018年4月、国立市は「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を定め、その中でアウティングは禁止されるべきことを明らかにした。

同条例は、その3条で「基本理念」として、「性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること」とカミングアウトが「個人の権利」であると認め、8条1項の「禁止事項等」で、「何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他の性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない」と性別を起因する差別・人権侵害が禁止されることを明示し、2項で「何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない」と定める。

なお、国立市がアウェイティング禁止規定をもうけたのは、カミングアウトした人が守られるという側面だけではなく、性的指向を明らかにしたくない人もいる、カミングアウトしない権利もある、との当事者の指摘を受けてのことだと報じられている。

(2) 川崎市の職員対応マニュアル

2019年5月、川崎市は、LGBT当事者らのヒアリングを重ねてきた市人権男女共同参画室が中心になり、性的少数者の職員への対応をまとめ、庁内で共有化することとした。局長級の職員が参加した会合で提示し、課長級でも共有し周知徹底を図っている。

具体的には、カミングアウトを受けた際の留意すべき6項目として、「①相手の気持ちを受け止める→「話してくれてありがとうございます」（信頼して打ち明けてくれたことに対して感謝の言葉を添える） ②誰が知っているか確認する→「このことを知っているのは私のほかにいますか」（以降の対応を行う上でも確認が必要） ③本人の希望を確認する→「私にできることはありますか」（聞いてほしいだけかもしれないし、何か希望があるかもしれない） ④情報を伝える範囲は本人が選択できるようにする→「〇〇課のメンバーに伝えていいですか？」（本人は情報を伝えることを望んでいないかもしれません） ⑤他人に情報を伝えるときは本人の同意を必ず得る→「△△

課長には対応のために共有したいのですが伝えてもいいですか」（本人の同意のない情報は「アウティング」となり重大な人権侵害です） ⑥本人の意思を尊重し必要以上に介入しないと具体的に掲げた。

これらの指針は、自己に関する情報をコントロールできるようにするためのものであり、アウティングの危険性が指摘されたものといえる。

4 個人情報が公表されたという結果から見ることの決定的な誤謬

「カミングアウト」と「アウティング」は自己情報のコントロールという観点からみれば真逆といえるものである。

しかし、被告らは「原告らがカミングアウトしている以上、自分がアウティングして何が悪い」と言わんばかりの主張を繰り返している。本項では、被告らの主張は、アウティングがプライバシー侵害であることを超えて、原告らの行動を冒涜するものであることを指摘する。

(1) 差別との闘いと「カミングアウト」

いまだ厳しい差別が存在する現状においては、差別をなくすための社会的な運動が必要である。「差別はいけない」「差別をなくそう」とただ言うだけでは差別はなくなるはずではなく、差別を受けている当事者がその苦しさや怒りや理不尽さを具体的にことばにして伝え、現状を目にするものにしていかなければならないのが現実である。つまり、当事者以外にも問題を理解してほしい、差別をなくすために共に取り組んでほしい、という思いを持って、当事者が自ら名乗り伝えること、すなわちカミングアウトは、差別をなくすために必要不可欠のことであり、差別のない社会を構築するためには、あくまでも当事者の意思を尊重しながら、カミングアウトできるような関係性を広げていくという方向をめざすしかない。

一方で、部落出身者だけではなく、L G B Tやハンセン病から回復した人たちなど、

一見してその（差別を受ける）属性が明らかになるものではない人たちの多くは、社会生活の中で、積極的に自らの立場や属性を明らかにせずに生きている。明らかにしていないのは、社会の中に差別や偏見があるからである。

原告らの一部が、当事者たちが名乗り出ることによって生じるリスクを覚悟して、自分が部落出身者であると述べるなどしているのは、周囲の人たちに差別や偏見を持たないでほしい、自分自身が誇りを持っていきたい、自分の社会的立場を明らかにしながら差別をなくすために声をあげたいなどという、それぞれのやむにやまれない思いからである。

(2) 「カミングアウト」と「アウティング」

前述の砂川氏は、「人は、生育していく中で次第に関係する人たちが増えていく。親やきょうだいなどの家族や、場合により、施設の人たちとの関係に始まり、都市での関係では薄れてはいるが隣近所の人たちとのつながり、小学校から中学校、高校へと上がっているなかで同級生や教師と出会い、そして、同級生の親きょうだいなどとも接点ができることもある。‥大部分の人は、そうやって知り合う人がふえていく。／それは、より共同生活性の高い、親密さの強い関係から、より社会性の高い関係へと関係が広がっていくということだ。理想的な形でいえば、その広がっていく関係性のそれぞれの段階で、承認されて自己肯定感を得ていく。／最初は、育つ家庭などの環境の中で認められることで、そして、その後、友人関係の中で、あるいは学業やスポーツの中で、そして、仕事をしたりする中で、様々な場面での承認が自己肯定感につながっていく。／‥自己肯定感は、いろいろなことに取り組む中で得られると同時に、関係性を築く土台ともなる。それらは、一つ一つ積み木が重なっていくかのようだ。順調なら、それは崩れることなく積み上がっていきだろう。しかし、広がっていく関係性の中で、あるいはとりくむ課題が増えて行く中で、自己肯定感が弱い状態が続くと、積み木重ねは不安定さを増すばかりだ。」（159～161頁）と、承認され

る関係が拡大していく中で、ゲイやレズビアンが自分の指向性別を伝えていない場合には、承認を安定して積み重ねていくことが難しいことがあると指摘する。そして、自分自身の承認は強いがそれ自体に打撃があるともろく、他人からの承認は細い編み目のようなもので、より多くの人に認められ支えられることによって強度が増すので、「多くの人に承認された経験が網の目のように存在するならば、しなやかな耐久性ができる」(163頁)、「カミングアウトし、受け入れられるならば、それがその人を支える網の目となり、生きてく力となっていくのは間違いない」(164頁)と述べている。

カミングアウトとは、自他の価値観に変化をもたらし、関係性に変化をもたらすものであるが、カミングアウトが受け入れられたということは、その前後でもその人自身は変わらないのであって「あなたをあなたとして受け入れていく」と他者が表明することでもある。つまり、カミングアウトは自分の意思によって他者との関係を紡ぎ直していく行為となる。

一方、アウティングは他者が当事者の意思に関係なく行うものであって、しかも、その情報提供は悪意をもって行われるから、情報を得た人が差別のため利用することを意図し、その情報は差別を助長し固定化するために使われる。結果、アウティングは、当事者の他者との関係を分断し、当事者の生きる力を奪うことになりかねない。

カミングアウトとアウティングは、現に存在する差別に対する効果が真逆であり、それを、被差別部落出身であることが外部に知られる結果となったという部分にだけ着目して、「カミングアウト」と「アウティング」を同視するような被告らの主張は、原告らがカミングアウトを行った意味を無化し、中傷するものであって、原告らのやむにやまれない行為を冒涜し、深く傷つけるものである。

第4 総括

したがって、プライバシー権が、個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる範囲を選択できる権利である以上、原告らに係る機微情報を被告らが同意なく「アウティング」したものである本件各記載は、原告らのプライバシー権を侵害するものであり、たとえ個人原告の一部が「カミングアウト」していたとしても、プライバシー権が侵害されたという事実にはいささかも影響をしない。

以上